

指定相当訪問型サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12 日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13 日割			123	1日につき
A2	2411	※訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき
A2	2511	※訪問型独自サービス22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	※訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	※訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割			-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割			-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 日割			-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11 日割			-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12 日割			-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13 日割			-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算	1月につき
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算	

※1月当たりの回数を定める場合の訪問型サービス費は、1月につき、3,727単位の範囲で所定単位数を算定する。